

四日市市公園施設長寿命化計画



霞★ゆめくじら

公園緑政課

1. 計画の目的

多くの子供たちが利用する遊具を、壊れる前に補修することで長く安全に利用できるようになります。このような予防保全型の管理手法を導入することで、遊具の安全を確保しながら、維持管理予算の縮減や計画的に更新を進めるものです。

2. 計画期間・対象施設

1. 計画期間

令和6年度～令和15年度（10箇年）

（公園施設長寿命化計画策定指針（案）；平成24年4月国土交通省都市局より）

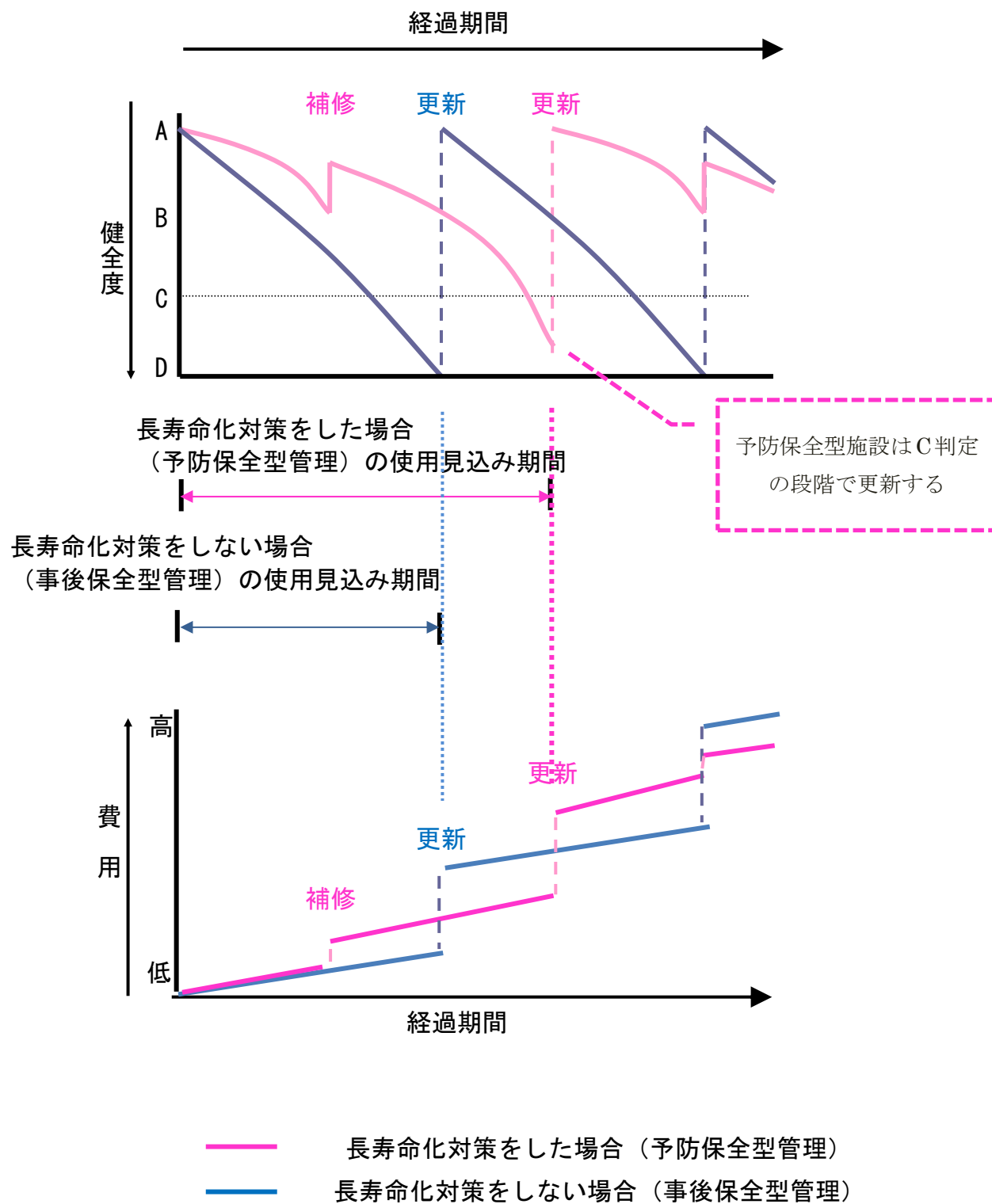
2. 長寿命化の検討対象

（1）対象とする公園 408箇所

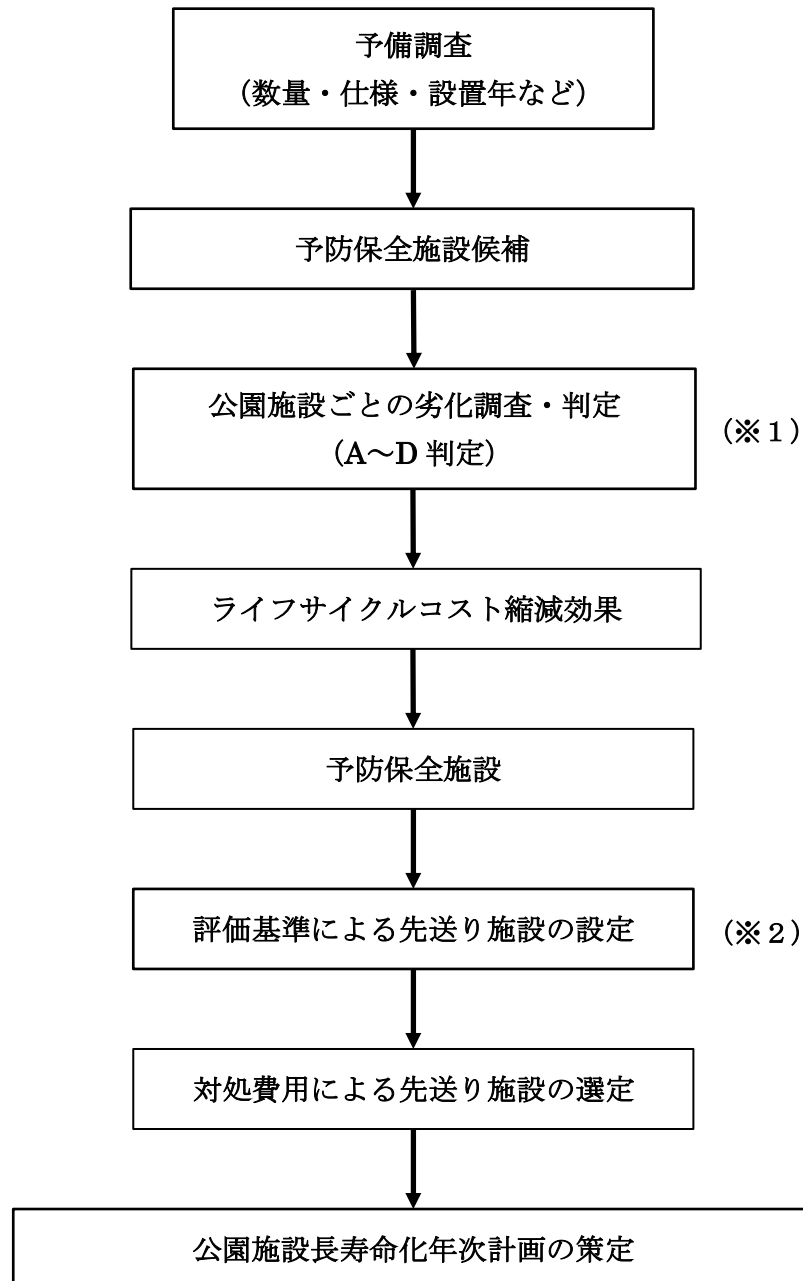
街区公園、近隣公園、総合公園、運動公園、緩衝緑地、都市緑地

（2）対象とする遊具 1,568施設

○長寿命化によるコスト削減のイメージ



3. 計画の検討フロー



(※1) 評価基準

ランク	評価基準
A	全体的に健全である 緊急の補修の必要性はないので、日常の維持保全で管理するもの
B	全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している 緊急の補修の必要はないが、維持保全での管理の中で劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	全体的に劣化が進行している。 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な改修、もしくは更新が必要なもの。
D	全体的に顕著な劣化がみられる。 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

(※2) 劣化状況の優先順位

優先順位	劣化状況
1	D
2	C
3	B
4	A

4. 検討の結果（公園施設長寿命化計画）

1. 予防保全型の管理を行う施設

- 予防保全型の管理を行う施設 1, 5 6 8 施設

劣化や損傷を未然に防止することを目的として、計画的に修繕（改築）を行う施設
のことで、事後保全型での管理と比較して、ライフサイクルコスト縮減効果が見込ま
れる施設。



この内、今後 10 年間で、予防保全型管理を予定する施設 7 4 7 施設

※令和 5 年度遊具点検 C、D 判定

2. 整備の方針

- （1）補助対象施設については、国の補助を受け、計画的な更新を実施していきます。

それ以外の施設については、従来と同様に、地域の皆さんからのご要望などを踏まえ
つつ、予算の範囲内において維持管理や更新を行います。

- （2）施設の更新にあたっては、耐久性の高い部材の採用や低利用なものについては、撤去
も含めた施設の見直しを行うことで、維持管理費用の縮減を図ります。